

## 西宮市介護保険給付適正化要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第3項第1号の介護給付等に要する費用の適正化のための事業の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業実施の一部を市長が適切に実施できると認める事業者等に委託して実施することができるものとする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、西宮市の被保険者及び被保険者であった者のうち介護給付等を受給した者及び、当該被保険者に対し介護給付等のサービスを提供した事業者とする。

### (実施の内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定調査状況チェック
- (2) ケアプランの点検
- (3) 医療情報との突合・縦覧点検
- (4) 給付実績を活用した分析・検証
- (5) 介護サービス事業者等への適正化支援事業

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。